

法律ニ正条ナキ者ハ
何等ノ所為ト雖モ
之ヲ罰スルコトヲ得ス

旧刑法第2条（『法令全書』より）



歴史の壺

法務史料展示室だより

第28号

「歴史の壺」では、法に関する歴史を中心に様々な視点で紹介していきます。みなさんも歴史のつばにはまりましょう！

法務図書館の 書棚から

第13回『訴訟法原案 完』

前回・前々回は立法に関わったお雇い外国人ボアソナード、ロエスレルに関する史料を取り上げました。今回はもう一人、民事訴訟法の制定に関わったドイツ人ヘルマン・テヒョーについて、紹介することにしましょう。

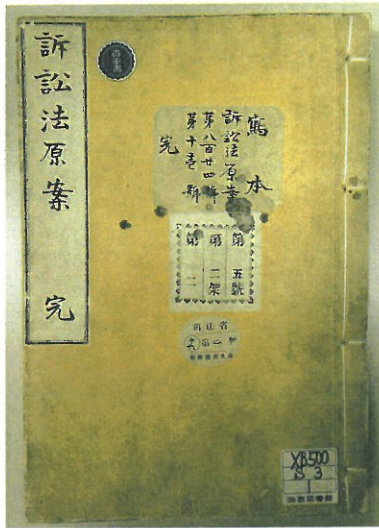
明治政府のもとで制定された最初の民事訴訟法は、明治6年(1873)7月17日の「訴答文例」(太政官第247号布告)でした。この法令は、原告が訴状を作成する際に用いる代書人に関する規定や(第2章「代書人ヲ用フル事」)、手附金売買違約の際の訴状や夫婦の離婚に関する訴状など、細かく具体的に訴状の書式を定め(第4章「訴状ノ書式ノ事」)、明治初期の民事訴訟のあり方を詳細に伝える重要なものです。

やがて、明治政府は他の法典と同様に、民事訴訟法の近代化も計画していきます。明治17年(1884)4月、司法省は、教育顧問として既に日本に滞在していたドイツ人ヘルマン・テヒョーに、近代的な「訴訟規則」(民事訴訟法)の起草を依頼しました。テヒョーは、明治18年(1885)2月に早くも草案を完成させ、修正を加えた上で、正式に司法省に提出しました。法務図書館が所蔵する『訴訟法原案 完』は、テヒョーが起草した最初の段階の草案と考えられています。

テヒョーの提出した草案は、高名な法曹であった玉野世履・三好退蔵を委員長とするそれぞれの訴訟規則取調委員会で審議を経た後、明治19年(1886)6月には司法大臣であった山田顕義に提出され、さらに司法省の法律取調委員会で審議が行われました。この段階で、明治憲法制定に影響を与えたドイツ人法律家アルバート・モッセが、新たな民事訴訟法草案を作ろうと試みましたが、完成には至らず、結局テヒョー案をもとにした草案が内閣総理大臣に提出され、元老院・枢密院の審議を経て、明治24年(1891)に施行されました。

その内容は8編805条に及ぶ壮大なもので、平成8年(1996)に施行された現在の民事訴訟法の原点になっています。なお、もともと教育顧問であったテヒョーは、文部省が推進した初等教育の充実等でも、日本社会の近代化に大きな足跡を残しました。

『訴訟法原案 完』表紙



*「法務図書館の書棚から」では、法務図書館が所蔵する各種史料・図書のなかから毎回一点をとりあげて、様々な切り口で紹介いたします。

字引を ひもとく

為替：カワセ

為替は、現代でもよく使用される、金融機関を介しておこなわれる現金の輸送を伴わない隔地者間の債権・債務の決済方法です。その歴史は古く、中世においては送米の「為米」と送金の「為銭」に区別され、「カワシ」と訓じていました。江戸時代には、特に江戸・大坂間の取引において両替商を中心に為替決済が盛んにおこなわれ、今日の制度の原型が確立したといわれています。

史跡探訪

しせきこうべじけんはっせいち

史蹟神戸事件発生地

明治政府が成立して間もない慶應4年（1868）1月11日のことです。西宮の警備を担当することになった備前（岡山）藩の藩兵が任地に向かう途中、神戸の三宮神社付近で外国人と遭遇します。その際、外国人が隊列を横切ったことを発端に、双方の衝突が発生しました。備前藩側は外国人に向けて発砲し相手を負傷させ、対する諸外国も軍隊を動員して神戸の外国人居留地を占領するとともに、港に停泊していた日本側の船舶を抑留するなどの対抗手段に出ます。

事件を受けた明治政府は諸外国との交渉を重ね、最終的には、衝突のきっかけとなる発砲を命じた備前藩側の責任者・滝善三郎を切腹させることによって、問題の解決をみました。当時、いまだ徳川方との戦闘状態にあった明治政府にしてみれば、迅速に、かつ諸外国の要求に沿う形で事後処理を行うことで、諸外国からの信頼を得る必要があったのです。

滝はその死にのぞんで、自身への処置が「宇内之公法」、つまり世界の法にもとづくものであると述べたとされます（『日本政治裁判史録 明治・前』）。この言葉を、一

概に現在の「国際法」と同一視することはできませんが、この事件は、世界的（西洋的）な法と日本的な法とが衝突した一場面であったといえるでしょう。

現在、三宮神社の一角には石碑が建立され、同所が神戸事件とも呼ばれる本事件の発生地であることを示しています。



史蹟神戸事件発生地



兵庫県神戸市中央区三宮町 2-4-4
地下鉄海岸線 旧居留地・大丸前駅を出てすぐ

歴史の壺クイズ

前近代の刑罰は残虐なことで知られ、死刑の執行方法も複数定められていました。

たとえば古代の「養老律」には斬・絞の2種類がありましたが、江戸時代の「公事方御定書」に規定された庶民に対する死刑の執行方法は、何種類あったでしょうか。

1. 3種類
2. 6種類
3. 9種類

前回の答えは
2番!

描かれた法



松本清張は、現代小説から時代小説、ノンフィクションの近現代史、古代史まで幅広いジャンルにわたって作品を残しました。特に社会派推理小説の第一人者として知られ、没後20年を数える今日でも、その重厚

な作品群は読者を惹き付けて止みません。彼の推理作家としての地位を不動のものにしたのは『点と線』ですが、これと同じ頃に発表された時代短編小説集が、『無宿人別帳』です。

江戸幕府はキリシタン禁圧のために宗門改を行いました。戸籍原簿に当たる人別帳に個々の宗旨を記載し、名主や庄屋の手元で管理するのですが、無届で人別のある地を離れたり、罪を犯し、縁座を恐れる親族に勘当されたりして人別帳から消されると「無宿人」となり、旅行や転居はもちろん、縁組や奉公など、社会生活のあらゆる場面で不利益を被ることになります。この本には、そんな無宿人の生き死にを描いた10編の短編が収められています。

当時は無宿というだけで正業に就くことは難しく、餓えて犯罪に手を染めれば、召し捕られて小伝馬町の牢屋敷に入れられて裁きを受けるのはもちろんのこと、罪を犯さなくとも石川島の人足寄場や、あるいは佐渡金山に送られたりと、理不尽な処遇を受けることもありました。本書には、牢内の「役人」が強い牢法や、寄場、流刑地の暮らしなど、江戸の裏面史が丁寧に書き込まれています。

人別帳は戸籍のほかにも、固定資産台帳の役割も果たしましたから、本書の題は無宿人の人生といった意味になるでしょう。なお、無宿人別帳という簿冊は実在しません。